

# 別紙1 いじめ防止委員会

## 日常の指導体制(未然防止・早期発見)

### 管理職

学校いじめ防止基本方針の周知徹底  
いじめを許さない姿勢の徹底  
保護者・地域との連携

### いじめ防止委員会

- 学校いじめ防止基本方針の作成見直し
- いじめ防止対策年間指導計画の作成
- 各種調査アンケートの実施と集計分析
- 要配慮生徒の周知及び支援方針作成
- いじめ事案の事実確認と判断

校長  
教頭  
生指部長  
各科長  
養護教諭

### いじめ対策委員会

### 未然防止

- 生徒に対して  
いじめは許されない行為であることの指導  
傍観者としても許されず、報告の指導
- 教師に対して  
いじめは決して許さないという姿勢の確立  
教師生徒間の信頼感の構築
- 学校全体として  
いじめは決して許さないという土壌の確立  
調査等を行い全教職員が情報共有する
- 保護者・地域に対して  
生徒のサインに気づいたら学校へ相談する  
学校との連携を深める

### 早期発見

- 発見の事例  
教員の観察(サイン)  
養護教諭からの報告  
相談訴え(本人・家族・地域など)  
調査から(アンケート)  
生徒からの情報
- 早期発見するためには  
校内巡視の強化  
生徒教師間のコミュニケーション  
教師間のコミュニケーション  
話しやすい教師像作り